

延岡市ひなた暮らし実現応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期延岡新時代創生総合戦略に基づいて県及び市が共同で実施するひなた暮らし実現応援事業に関して、延岡市ひなた暮らし実現応援事業に基づく移住の支援に係る補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、中小企業等における人手不足の解消及び移住・定住の促進に資することを目的とし、その交付について宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課）、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金交付要綱（令和元年7月19日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課。以下「県要綱」という。）及び延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングサイト 宮崎県が開設する「ふるさと宮崎人材バンク」をいう。
- (2) 官公庁等 官公庁及び独立行政法人、第三セクター（出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立し、又は出資割合等にかかわらず出資若しくは出えんしている主体をいう。
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する法人をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ウ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (4) 東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (5) 名古屋圏は、愛知県、岐阜県及び三重県をいう。
- (6) 大阪圏は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県をいう。
- (7) 三大都市圏等は、東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県をいう。
- (8) 地域コミュニティの維持 宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項に規定する中山間地域のうち、「農林統計に用いる地域区分の制定について（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）」の3に規定する農業地域類型の中間農業地域を除く地域において、住民の健康で文化的な日常生活、集落機能の維持又は関係人口の創出に資することをいう。
- (9) 事業所 法人又は個人経営事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 移住支援金（世帯向けのものを除く。）の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 就職・起業移住支援事業（県要綱第3の2の就職・起業移住支援事業をいう。）に係る補助対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 就職する者 別表1中要件1、要件2 1) 及び2) を満たす者

イ テレワーク 別表1中要件1 及び要件2 3) を満たす者

ウ 起業する者 別表1中要件1 及び要件3 を満たす者

(2) 農林漁業等就業移住支援事業（県要綱第3の3の農林漁業等就業移住支援事業をいう。）に係る補助対象者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 就業する者 別表1中要件1 及び要件4 を満たす者

イ 起業する者 別表1中要件1 及び要件5 を満たす者

ウ 自営で農林漁業を行う者 別表1中要件1 及び要件6 を満たす者

エ 事業承継を行う者 別表1中要件1 及び要件7 を満たす者

2 世帯向けの移住支援金の補助対象者は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、別表1中要件8 を満たすものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、延岡市移住支援事業補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 前条第1項各号のいずれかに該当する者 60 万円

(2) 前条第2項に該当する者 100 万円

2 前項各号の者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、それぞれ当該各号に定める額に18歳未満の者1人につき100万円を加算して支給する。ただし、三大都市圏等以外の地域からの移住については、加算対象外とする。

(申請)

第5条 移住支援金の支給を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請しようとする年度の2月末日までに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 全ての補助対象者 次に掲げる書類

ア 移住支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

イ 市の住民票（世帯全員分）

ウ 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類

エ 移住元の住民票の除票、戸籍の附票等の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類の写し

オ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（振込先の口座情報が確認

できるものに限る。)の写し

カ 県外で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（県外における企業等へ通勤していた者に限る。）

キ 開業届出済証明書等の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書等の移住元での在勤期間を確認できる書類（県外で通勤していた法人経営者又は個人事業主に限る。）

ク 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類及び県外で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（県外の大学に通学し、県外の企業等へ就職した者に限る。）

(2) 第3条第1項第1号アに該当する補助対象者 就業証明書（事業所就業）（様式第2号①-1）

(3) 第3条第1項第1号イに該当する補助対象者 就業証明書（テレワーク）（様式第2号①-2-1又は様式第2号①-2-2）

(4) 第3条第1項第1号ウに該当する補助対象者 宮崎県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定通知書

(5) 第3条第1項第2号アに該当する補助対象者 次に掲げる書類

ア 研修計画書、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書、その他、受講内容、受講地及び受講期間が確認できる書類

イ 就業証明書（事業所就業）（様式第2号①-1）

ウ 支援策活用証明書（事業所就業）（様式第2号②）（別表1中要件4(1)の人材確保支援策が就業開始を要件とする場合は、当該人材確保支援策に係る補助金交付決定通知書の写しの提出に替えることができる。）

エ 修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）

(6) 第3条第1項第2号イに該当する補助対象者 次に掲げる書類

ア 起業支援証明書（事業計画承認申請用）（様式第2号④）

イ 事業計画書

(7) 第3条第1項第2号ウに該当する補助対象者 次に掲げる書類

ア 研修計画書、就業のための資金や給付金等に係る交付決定通知書、その他、受講内容、受講地及び受講期間が確認できる書類

イ 就業証明書（事業所就業）（様式第2号①-1）

ウ 支援策活用証明書（事業所就業）（様式第2号②）（別表1中要件4(1)の人材確保支援策が就業開始を要件とする場合は、当該人材確保支援策に係る補助金交付決定通知書の写しの提出に替えることができる。）

エ 修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）

(8) 第3条第1項第2号エに該当する補助対象者 次に掲げる書類

ア 事業承継支援証明書（様式第2号⑤）

イ 契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等の事業承継の成立を証する書類

ウ 事業承継計画書（様式第2号⑥）

- (9) 第3条第2項に該当する補助対象者 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し
（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請の内容が適正であると認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、移住支援金を交付するものとする。

（移住支援金の額の確定の省略）

第7条 規則第13条第3項の規定により、移住支援金の額の確定を省略するものとする。

（変更等の報告）

第8条 移住支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、移住支援金に係る変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日から1年以内に、別表1に定める要件に該当しなくなった場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間内に延岡市から転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 移住支援金の申請日から1年以内に起業支援金の交付決定又は起業にかかる市町村長の承認を取り消された場合
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に延岡市から転出した場合

（交付決定の取消し及び移住支援金の返還）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該各号に定める額の移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 前条第1号に規定する場合 市長が定める額
- (2) 前条第2号から第4号までに規定する場合 全額
- (3) 前条第5号に規定する場合 半額
- (4) 虚偽の申請をした場合 全額

2 市長は、前項の規定により、移住支援金の交付の決定を取り消したときは、移住支援金交付決定取消・返還通知書（様式第5号）によって受給者に通知し、移住支援金の返還を求めるものとする。

（移住支援金の返還免除）

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前条第2項の規定による移住支援金の返還を免除することができる。

- (1) 雇用企業の倒産により第8条各号のいずれかに該当するとき
- (2) 災害、病気等のやむを得ない事情により第8条各号のいずれかに該当すると市長が認めるとき

2 受給者は、前項の規定による返還免除を希望する場合は、移住支援金返還免除申請書

(様式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否について、移住支援金返還免除可否決定通知書（様式第 7 号）により受給者に通知するものとする。

(移住支援金の支給・返還に係る情報共有)

第 11 条 市長は、移住支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、必要に応じて受給者又は就業先に報告を求め、立入調査等を実施し、速やかに県と共有することとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、ひなた暮らし実現応援事業の実施に必要な事項は県及び市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行し、令和元年度分の延岡市ひなた暮らし実現応援事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条から第 11 条までの規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和元年度分の延岡市ひなた暮らし実現応援事業から適用する。
- 2 令和元年 7 月 22 日から令和 2 年 3 月 31 日までに転入した者の別表 1 中要件 1 に掲げる要件については、以下のとおりとする。
 - (1) 移住元に関する要件 住民票を移す直前に、連続して 5 年以上、県外に在住し、かつ、住民票を移す 3 か月前の時点において、連続して 5 年以上、県外に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
 - (2) 移住先に関する要件 2(3)のただし書きは適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の延岡市ひなた暮らし実現応援事業から適用する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに転入した者の別表 1 中要件 1 に掲げる移住元に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京 23 区内に在住していた者の要件については、「県外」を「東京 23 区内」に読み替えた上で次に掲げる(1)及び(3)とすることができる。また、県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、「住民票を移す直前」を「農林漁業の研修を受けるために住民票を移す直前」に読み替えるものとする。
 - (1) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上県外に在住していたこと。

- (2) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (3) 住民票を移す直前に、連続して1年以上県外に在住していたこと。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに転入した者を対象とする付表に掲げる人材確保支援策については、以下のとおりとする。

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	農業次世代人材投資事業
農林水産省	就職氷河期世代の新規就農促進事業
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
県（産業政策課）	フードビジネス推進基盤強化事業
県（産業政策課）	中山間地域の魅力を高めるフードビジネス支援事業
県（森林経営課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期過程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業
県（農業担い手対策課）	みやざき農水産業人材投資事業（農業人材投資事業）
県（水産政策課）	みやざき農水産業人材投資事業（水産業人材投資事業）
県（水産政策課）	地域ぐるみの漁業担い手リクルート活動展開事業
県（医療薬務課）	看護人材獲得支援事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	海の担い手イノベーション事業

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者を対象とする付表に掲げる人材確保支援策については、以下のとおりとする。

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策
農林水産省	新規就農促進研修支援事業
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
水産庁	次世代人材投資（準備型）事業

県（産業政策課）	フードビジネス推進基盤強化事業
県（産業政策課）	中山間地域の魅力を高めるフードビジネス支援事業
県（森林経営課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期過程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業
県（農業担い手対策課）	みやざき農水産業人材投資事業（農業人材投資事業）
県（水産政策課）	みやざき農水産業人材投資事業（水産業人材投資事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	海の担い手イノベーション事業
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業資源継承支援体制構築事業

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、同日以降に転入した者に適用する。
- 2 令和5年6月22日以前に転入した者の各要件については、以下に記載するものを除き、改正後の要綱のとおりとする。

(1) 移住先に関する要件

移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに示す対象事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること。

イ 専門人材の場合

週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(3) 世帯に関する要件

申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに転入した者を対象とする付表に掲げる人材確保支援策については、以下のとおりとする。

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備基金）
農林水産省	新規就農促進研修支援事業
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）
県（産業政策課）	フードビジネス推進基盤強化事業
県（森林経営課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期過程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業 DX による担い手確保育成事業 （漁業スタートアップ研修）

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の延岡市ひなた暮らし実現応援事業補助金 交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定にかかわらず、令和 6 年度に延岡市に転入した者（以下「令和 6 年度転入者」という。）については、次に掲げる改正後の要綱の規定は、これを適用しない。
 - (1) 別表要件 2 の 1)(4)ただし書の規定
 - (2) 別表要件 2 の 3)(2)の規定
- 3 令和 6 年度転入者に係る改正後の要綱別表 1 付表の規定の適用については、同表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 3 項関係）

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）

県（産業政策課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就農者支援事業（新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就農者支援事業（経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	保育士支援センター運営体制整備事業
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業DXによる担い手確保育成事業（漁業スタートアップ研修）

別表 1（第 3 条関係）

要件 1	1 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京 23 区内に在住していた者の要件については、「県外」を「東京 23 区内」に読み替えた上で次に掲げる(1)及び(3)とすることができる。また、県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、「住民票を移す直前」を「農林漁業の研修を受けるために住民票を移す直前」に読み替えるものとする。 (1) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上県外に在住していたこと。 (2) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上県外に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (3) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上県外に在住していたこと。 (4) ただし、県外に在住しつつ、県外の大学等へ通学し、県外の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 2 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 延岡市に転入したこと。 (2) 県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に転入したこと。 (3) 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。ただし、県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修期間を除き、県外から転入後 1 年以内であること。 (4) 移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して延岡市に居住する意思を有していること。 3 その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
------	---

	(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は（上記 1 の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。 (4) その他県知事又は延岡市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
要件 2	就職に関する要件 1) 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。 (2) マッチングサイトにおいて移住支援金の対象とする就業先として掲載された求人であること。 (3) 求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が掲載された日以降であること。 (4) 就業者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。ただし、県及び市町村の判断により対象とすることを可能とする。 (5) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象事業所に就業していること。 ア 官公庁等でないこと。 イ 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね 50 億円未満の法人のうち、地域経済構造の特殊性等から、資本金要件のみの判断では合理性を欠く等個別に判断することが必要な場合であって、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。 ウ みなし大企業でないこと。 エ 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。 オ 雇用保険の適用事業主であること。 カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。

	キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。 ク 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。 (6) 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (7) 転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 2) 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地が宮崎県内に所在すること。 (2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象事業所に就業していること。ただし、個人経営事業所については、次のオからクの全てに該当すること。 ア 官公庁等でないこと。 イ 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金が概ね 50 億円未満の法人のうち、地域経済構造の特殊性等から、資本金要件のみの判断では合理性を欠く等個別に判断することが必要な場合であって、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。 ウ みなし大企業でないこと。 エ 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。 オ 雇用保険の適用事業主であること。 カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。 キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。 ク 働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。 (3) 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）ことと
--	--

	し、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。 (3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
要件 3	起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けていること。
要件 4	就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 県内の個人経営事業所に就業した者のうち、農林漁業若しくは医療福祉事業等に係る付表に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。 (2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて上記(1)の個人経営事業所に就業していること。 (3) 上記(1)の事業所に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
要件 5	起業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 1 対象者に関する要件 (1) 県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合若しくは特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。 (2) 延岡市内において法人の登記又は個人事業の開業の届出を行う者 (3) 上記(1)で設立される事業所の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。 (4) 移住支援金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が代表する上記(1)の事業所を継続する意思を有していること。 (5) 対象となる事業について、商工会議所等の支援機関による創業又は経営に関する支援等を継続して受ける意思を有していること。 2 対象となる事業に関する要件 (1) 地域コミュニティの維持に必要な事業で、かつ、サービスの供給が十分でない事業であること。 (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。 (3) 延岡市内で実施する事業であること。 (4) 県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に新たに起業する事業であること。 (5) 移住支援金の申請前に商工会議所等の支援機関の支援を受けて作成した事業計画書が、市長の承認を得ていること。

	(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でないこと。
要件 6	自営による農林漁業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 農林漁業に係る付表に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。 (2) 県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に、延岡市内において自営による農林漁業を開始したこと。 (3) 移住支援金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が自営による農林漁業を継続する意思を有していること。
要件 7	事業承継に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 1 対象者に関する要件 (1) 県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に延岡市内に所在する個人事業又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合若しくは特定非営利活動法人等の事業を承継し、その代表者となる者であること。 (2) 承継元の事業所の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。 (3) 移住支援金の申請日から 5 年以上、申請を行う者が承継する上記(1)の事業を継続する意思を有していること。 2 対象となる事業に関する要件 (1) 承継する事業の内容が、地域経済の活性化又は地域コミュニティの維持に資するものであること。 (2) 延岡市内で実施する事業であること。 (3) 県内の事業承継支援機関による支援を受け、県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に事業承継が成立したこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む事業でないこと。
要件 8	世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 (2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、県がひなた暮らし実現応援事業の詳細を公表した令和元年 7 月 22 日以降に転入したこと。 (4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後 1 年以

	内であること。 (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
--	--

付表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（地域計画早期実現支援枠）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代円滑化タイプ）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修支援事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業 （次世代人材投資（準備型）事業）
県（企業振興課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	宮崎県保育人材就職支援センター運営事業
県（水産政策課）	漁業DXによる担い手確保育成事業 （経営開始資金等交付事業）
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業DXによる担い手確保育成事業 （漁業スタートアップ研修）
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業